

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	感染症予防に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、感染症予防に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じること
で、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを
宣言する。

特記事項

ハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、感染症の患者等の人権を尊重し、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応し、定められた公費負担事務においてのみ特定個人情報を取り扱います。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	感染症予防に関する事務
②事務の概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務 ●感染症の発生にかかる届出事務 ●まん延を防止するため感染症の患者への入院の勧告・措置に係る事務。 ●入院の勧告・措置した患者等の医療費負担にかかる申請の審査・支給(患者への償還払いを含む)等の事務。
③システムの名称	1結核・感染症発生動向調査システム(NESID、発生届事務のみ) 2福祉総合システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー 6新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1感染症医療費公費負担管理簿ファイル 2本人確認情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一第70項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第52条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第二第39項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二第97項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日、内閣府、総務省令第7号)第49条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	みなと保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長事務取扱 参事
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒108-8315 東京都港区 三田一丁目4番10号 みなと保健所 保健予防課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みなと保健所 保健予防課 感染症対策担当 電話 03-6400-0081

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	5.評価実施機関における担当部署	参事 保健予防課長事務取扱 吉田 道彦	保健予防課長事務取扱 みなと保健所長 吉田 道彦	事後	役職名の変更
平成28年2月1日	5.評価実施機関における担当部署	保健予防課長事務取扱 みなと保健所長 吉田 道彦	参事 保健予防課長事務取扱 稲垣 智一	事後	所属長の変更
平成28年4月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一第70項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第52条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一第70項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第52条 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二第39項	事後	「港区個人番号利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」の公布による
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事 保健予防課長事務取扱 稲垣 智一	参事 保健予防課長事務取扱 稲垣 あかね	事後	所属長の変更
平成29年5月22日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事 保健予防課長事務取扱 稲垣 あかね	保健予防課長 長嶺 路子	事後	所属長の変更
平成30年5月21日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健予防課長 長嶺 路子	保健予防課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	表紙 特記事項に新規記載		ハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、感染症の患者等の人権を尊重し、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応しています。	事後	感染症法前文から、特に配慮が必要な個人情報であることを明記した。
令和2年4月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	感染症医療費公費負担管理簿ファイル	1感染症医療費公費負担管理簿ファイル 2本人確認情報ファイル	事後	利用特定個人情報ファイルの記載漏れが判明したため
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	しいき値を再確認したため
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和3年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1から5 略	1から5 略 6新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)	事後	新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムが導入されたため
令和3年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠) なし(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二第97項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠) なし(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二第97項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第49条	事後	別表第二主務省令改正後に未記載のままだったため
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しいき値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	1 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	番号法改正のため
令和4年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	ハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、感染症の患者等の人権を尊重し、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応しています。新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の名寄せやデータクリーニングが不十分で個人を特定できないため、特定個人情報ファイルの作成や情報照会は停止しています。	ハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、感染症の患者等の人権を尊重し、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応し、定められた公費負担事務においてのみ特定個人情報を取り扱います。	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法改正に伴う見直しで追加
令和4年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) ●感染症の発生にかかる届出事務 ●まん延を防止するため感染症の患者への入院の勧告・措置に係る事務。 ●入院の勧告・措置した患者等の医療費負担にかかる申請の審査・支給等の事務。	(前略) ●感染症の発生にかかる届出事務 ●まん延を防止するため感染症の患者への入院の勧告・措置に係る事務。 ●入院の勧告・措置した患者等の医療費負担にかかる申請の審査・支給(患者への償還払いを含む)等の事務。	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法改正に伴う見直しで追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法改正に伴い、しきい値を再確認したため
令和4年10月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法改正に伴い、しきい値を再確認したため
令和4年10月1日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法改正に伴う見直しで、口座振替依頼書に公金受取口座利用についての事務を精査したため
令和4年10月1日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	課題が残されている	特に力を入れている	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法改正に伴う見直しで、口座振替依頼書に公金受取口座利用についての同意を追加
令和5年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1結核・感染症発生動向調査システム(NESID)、発生届事務のみ) 2福祉総合システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー 6新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)	1結核・感染症発生動向調査システム(NESID、発生届事務のみ) 2福祉総合システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー	事後	新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)が令和6年3月下旬に運用終了したため。
令和6年6月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長	保健予防課長事務取扱 参事	事後	人事異動のため。
令和6年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため。
令和6年6月21日	II しきい値判断項目 2.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため。